

契約 第 2 号

令和8年4月1日

各 位

鹿児島市

企画財政局財政部契約課長

入札談合等の厳禁について（通知）

物品調達の入札及び見積りについては、かねてから不正や違反行為がないよう、機会あるごとに強く要請してきているところであります。

物品調達の業者各位におかれましては、「税金」を財源とした公共調達を受注する立場にある者として「使命」と「責任」を深く認識され、いささかも市民の信頼を損なうことがないよう自覚されるとともに、関係法令等を遵守されるよう、改めて強く要請するものであります。

特に入札談合は、最も悪質な独占禁止法違反であることから、公正取引委員会による厳正な対応がなされておりますが、近年では、捜査当局による捜査・立件も頻繁に行われている状況にあります。

本市におきましても、入札及び見積りにおいて談合行為等の不法行為が認定された場合は、損害賠償の請求を行うほか指名停止の措置等厳正に対処する方針でありますので、念のため申し添えます。